

## 平成24年度 計画・条例等一覧

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	(仮) 総合計画策定条例	<p><b>【目的】</b> 平成26年から10年間を計画期間とする新総合計画を策定するにあたり、地方自治法の改正により策定及び議決の根拠が消滅していることから、条例の策定により、議決の根拠とするもの。</p> <p><b>【内容】</b> 総合計画を定義するとともに議会の議決事項として規定する。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成24年9月定例会 ② 施行日 公布の日から施行</p>	イ 条例	工 執行 機関 内部	地方自治法の改正により、議決義務が消滅した総合計画について、従来と同様に、議決を得ようとするものであるため。
2	花巻市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	<p><b>【目的】</b> 審議会の所掌事務について、所要の改正を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 議員報酬の額について、意見を聴く対象から除外する。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成24年6月定例会 ② 施行日 公布の日から施行</p>	対象 外		市が設置する審議会の所掌事務を変更するものであるため。
3	花巻市保健センター条例等の一部を改正する条例  (花巻市保健センター条例、 清掃センター条例及び振興センター条例)	<p><b>【目的】</b> 花巻市職員の勤務時間に関する規定の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 開館時間（搬入日時、業務等）について「午後5時30分まで」を「午後5時15分まで」に改正する。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成24年12月定例会 ② 施行日 平成25年4月1日</p>	対象 外		花巻市職員の勤務時間に関する規定の改正により勤務時間が5時15分までとされたことに伴い、開館時間を変更するものであるため。
4	花巻農業振興地域整備計画	<p><b>【目的】</b> 農業の振興を図るべき地域（農業振興地域）を明らかにし、土地の有効活用と農業施設の整備等を図るための農業振興施策を総合的かつ計画的に進めるため計画の見直しを図る。</p> <p><b>【内容】</b> 農業振興地域内の農業の発展に必要なとされる施策を明らかにするほか、国土資源の合理的な利用を図るために農業上の土地利用とその他の土地利用との調整を図る。 ・農用地利用計画及びマスタープランの策定</p> <p><b>【区分】</b> 基本計画</p> <p><b>【計画期間】</b> 平成25年度～平成30年度</p> <p><b>【関係法令】</b> 農業振興地域の整備に関する法律</p>	ア 計画	ウ 法令 の 規定	法令において計画策定に当たっての市民参画の方法が定められているため。 (根拠法令：農業振興地域の整備に関する法律第11条) (第11条の概要) 農振整備計画の策定時において、計画案を概ね30日間公告縦覧し、この間に市民は意見を提出できることと定めているほか、本計画のうち農用地利用計画において農用地区域に定められた区域内の土地に権利を有する者は告縦覧期間満了の日の翌日から15日間に異議申立を行うことができることとなっている。
5	人・農地プラン（地域農業マスタープラン）	<p><b>【目的】</b> 地域の中心となる経営体の確保や、経営体への農地集積を促し、持続可能な農業を実現するため、集落・地域内の話し合いにより、地域農業のあり方等を定めた人・農地プランを作成する。</p> <p><b>【内容】</b> ・今後の地域の中心となる経営体の明確化 ・地域の中心となる経営体以外の農業者の明確化 ・今後の地域農業のあり方 ・農地の集積計画、農地利用図</p> <p><b>【区分】</b> 実施計画</p> <p><b>【その他】</b> 人・農地プランは、随時、見直しが可能であり、見直していく予定。</p>	対象 外		集落・地域で内での話し合いに基づき、個別の農業者の位置づけの明確化や個別の農地の集積計画を定めるものであるため。

6	花巻市森林整備計画	<p><b>【目的】</b> 森林法第10条の5に基づき、区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林についての整備計画を策定するもの。</p> <p><b>【内容】</b> ・市町村が講ずる森林関連施策の方向 ・森林所有者が行う伐採、造林の指針 ・森林の保護に関する事項等</p> <p><b>【区分】</b> 基本計画</p> <p><b>【計画期間】</b> 5年ごとに策定する10年間の計画</p> <p><b>【関係法令】</b> 森林法</p>	ア 計画	ウ 法令 の規定	森林法において、公告縦覧、森林及び林業に関する学識経験を有する者の意見聴取等を実施のうえ、策定することとされているため。
7	(仮称)花巻市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営基準に関する条例	<p><b>【目的】</b> 地域主権一括法により、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことから、条例を制定するもの。</p> <p><b>【内容】</b> 「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」について、施設基準等に定められた事項ごとに、省令で定める次の区分により規定する。 ① 省令で定める基準に従い定めるもの ② 省令で定める基準を標準として定めるもの ③ 省令で定める基準を参酌するもの</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成24年12月定例会 ② 施行日 平成25年1月1日</p> <p><b>【法令等に基づく改正の場合】</b> ① 名称 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律 ② 法令改正施行日 平成24年4月1日 経過措置 平成25年3月31日</p>	対象 外		介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」を定めるものである。
8	(仮称)花巻市指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例	<p><b>【目的】</b> 地域主権一括法により、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことから、条例を制定するもの。</p> <p><b>【内容】</b> 「指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」について、施設基準等に定められた事項ごとに、省令で定める次の区分により規定する。 ① 省令で定める基準に従い定めるもの ② 省令で定める基準を標準として定めるもの ③ 省令で定める基準を参酌するもの</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成24年12月定例会 ② 施行日 平成25年1月1日</p> <p><b>【法令等に基づく改正の場合】</b> ① 名称 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 ② 法令改正施行日 平成24年4月1日 経過措置 平成25年3月31日</p>	対象 外		介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、「指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を定めようとするものである。

9	(仮称)花巻市地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営基準に関する条例	<p><b>【目的】</b> 地域主権一括法により、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことから、条例を制定するもの。</p> <p><b>【内容】</b> 「特別養護老人ホーム設備及び運営に関する基準」について、施設基準等に定める事項ごとに、省令で定める次の区分により規定する。 ① 省令で定める基準に従い定めるもの ② 省令で定める基準を標準として定めるもの ③ 省令で定める基準を参酌するもの</p> <p>(その他) ・ 地域密着型特別養護老人ホームの居室定員について、「4人以下」を「1人」に改める。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成24年12月定例会 ② 施行日 平成25年1月1日</p> <p><b>【法令等に基づく改正の場合】</b> ① 名称 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（介護保険法の一部改正） ② 法令改正施行日 平成24年4月1日 経過措置 平成25年3月31日</p>	対象外	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、地域密着型の「特別養護老人ホーム設備及び運営に関する基準」を定めようとするものである。
10	(仮)花巻市が管理する市道の技術的基準を定める条例	<p><b>【目的】</b> 地域主権一括法において、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、条例を制定するもの。</p> <p><b>【内容】</b> 市道の構造の技術的基準、市道の案内標識並びに警戒標識の寸法及び文字の大きさに係る基準及び移動等円滑化のために必要な道路に関する基準について、政令で定める基準を参酌して定める。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成24年9月定例会 ② 施行日 平成25年4月1日</p> <p><b>【法令等に基づく場合】</b> ① 名称 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正） ② 法令改正施行日 平成24年4月1日 経過措置 平成25年3月31日</p>	対象外	道路法の一部改正に伴い、市道の構造の技術的基準、市道の案内標識並びに警戒標識の寸法及び文字の大きさに係る基準、市道における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものであるため。
11	花巻市河川管理施設等構造基準条例	<p><b>【目的】</b> 地域主権一括法において、河川法が一部改正されたことから、所要の改正を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 準用河川に係る河川管理施設等の構造、河川管理上必要とされる技術的基準について、政令で定める基準を参酌して定める。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成24年9月定例会 ② 施行日 平成25年4月1日</p> <p><b>【法令等に基づく場合】</b> ① 名称 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（河川法の一部改正） ② 法令改正施行日 平成24年4月1日 経過措置 平成25年3月31日</p>	対象外	河川法の一部改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造について、河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものであるため。

12	花巻市都市公園条例の一部を改正する条例	<p><b>【目的】</b> 地域主権一括法において、都市公園法の一部が改正されたことから、所要の改正を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 都市公園の設置基準及び、公園施設の設置基準について、政令で定める基準を参酌して定める。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成24年9月定例会 ② 施行日 平成25年4月1日</p> <p><b>【法令関係】</b> ① 名称 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（都市公園法の一部改正） ② 法令改正施行日 平成24年4月1日 経過措置 平成25年3月31日</p>	対象外	都市公園法の一部改正に伴い、都市公園整備基準について定めるものであるため。
13	公営住宅等条例の一部を改正する条例	<p><b>【目的】</b> 地域主権一括法において、公営住宅法が一部改正されたことから、所要の改正を行う。</p> <p><b>【内容】</b> ① 公営住宅及び共同施設の整備基準について国土交通省令の基準を参酌して規定する。 ② 入居基準について、政令で定める金額以下で省令を参酌して規定する。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 H24年9月定例会 ② 施行日 H25年4月1日</p> <p><b>【関係法令】</b> ① 名称 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（公営住宅法の一部改正） ② 法令改正施行日 平成24年4月1日 経過措置 平成25年3月31日</p>	対象外	公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅及び共同施設の整備基準、入居者資格基準に係る基準を定めるものであるため。
14	花巻市上水道給水条例の一部を改正する条例	<p><b>【目的】</b> 地域主権一括法において、水道法が一部改正されたことから所要の改正を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 水道の布設工事監督者を設置する工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格に関する基準について、政令で定める基準を参酌して規定する。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成24年9月定例会 ② 施行日 平成25年4月1日</p> <p><b>【法令等に基づく改正の場合】</b> ① 名称 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（水道法の一部改正） ② 法令改正施行日 平成24年4月1日 経過措置 平成25年3月31日</p>	対象外	水道法の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者を設置する工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格に関する基準を定めるものであるため。
15	花巻市下水道条例の一部を改正する条例	<p><b>【目的】</b> 地域主権一括法において、下水道法が一部改正されたことから所要の改正を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について、政令で定める基準を参酌して規定する。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成24年9月定例会 ② 施行日 平成25年4月1日</p> <p><b>【法令等に基づく改正の場合】</b> ① 名称 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（下水道法の一部改正） ② 法令改正施行日 平成24年4月1日 経過措置 平成25年3月31日</p>	対象外	下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定めるものであるため。

16	花巻市都市下水路条例の一部を改正する条例	<p><b>【目的】</b> 地域主権一括法において、下水道法が一部改正されたことから所要の改正を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 都市下水路の維持管理に関する基準について、政令で定める基準を参酌して規定する。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成24年9月定例会 ② 施行日 平成25年4月1日</p> <p><b>【法令等に基づく改正の場合】</b> ① 名称 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（下水道法の一部改正） ② 法令改正施行日 平成24年4月1日 経過措置 平成25年3月31日</p>	対象外	下水道法の一部改正に伴い、都市下水路の維持管理に関する基準を定めるものであるため。
17	花巻市火災予防条例の一部を改正する条例	<p><b>【目的】</b> 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことから所要の改正を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 消防法施行令第5条の規定に基づき、火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火気設備等の対象に、電気自動車の急速充電設備を追加するとともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関し規定する。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成24年6月定例会 ② 施行日 平成24年12月1日</p> <p><b>【法令等に基づく改正の場合】</b> ① 名称 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正 ② 法令改正施行日 平成24年12月1日</p>	対象外	法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するものであるため。